

意見提出手続

平成31年4月24日

市民の皆様へ

旭川市長 西川 将人

使用料・手数料の見直し案に対する意見等の募集について

この度、旭川市では、平成29年10月に策定した『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針』（改訂版）に基づき、使用料・手数料の見直しを行い、平成32年4月から新料金等の適用に向け、見直し案を作成いたしました。

この使用料・手数料の見直し案に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施しますので、御意見や御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

平成31年4月24日（水）～ 平成31年6月14日（金）

2 意見募集のテーマ

「使用料・手数料の見直し案」に対する意見、提言など

3 添付資料

- ・意見提出手続用説明資料（資料1）
- ・資料2 使用料一覧
- ・資料3 手数料一覧
- ・意見提出手続「意見書」

4 意見の提出先・お問合せ先

〒070-8525

旭川市6条通9丁目総合庁舎9階

旭川市総合政策部財政課

電話：（0166）25-5672 FAX：（0166）23-8217

電子メール：zaisei@city.asahikawa.lg.jp

5 意見の提出方法

別紙『意見提出手続「意見書」』に、ご意見等を記入の上、次の方法でご提出ください（使用できる言語は日本語のみとします）。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 郵送又は持参 | ⇒ 〒070-8525
旭川市6条通9丁目総合庁舎9階
旭川市総合政策部財政課 |
| (2) ファクシミリ送信 | ⇒ (0166) 23-8217 |
| (3) 電子メール（Eメール）送信 | ⇒ zaisei@city.asahikawa.lg.jp
※「意見書」の書式（電子データ）は、旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできます。 |
| (4) 電子申請 | ※ 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接ご意見を送信することができます。 |
| (5) その他 | 各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。
(各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。)
※ 投函の際は、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りの上ホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようお願いいたします。 |

※「意見書」の様式を使用しないでご意見を提出するとき（任意様式の場合）は、次の項目も必ずご記載ください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～ 「意見書」の裏面をご参照ください。
- (ウ) 施策の案の名称 ～ 『使用料・手数料の見直し案』と記載してください。

6 意見提出手続の結果について

お寄せいただいたご意見と、ご意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします（氏名・住所等の個人情報除きます）。

公表に関する書類は、財政課（総合庁舎9階）、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、総合庁舎・第二庁舎・第三庁舎の各案内、各支所、各公民館、各住民センター・地区センター、東部まちづくりセンター、ときわ市民ホール、障害者福祉センター、総合体育館（リアルター夢りんご体育館）、忠和公園体育館、市民文化会館、大雪クリスタルホールなどで配布する予定です。

また、旭川市のホームページでもお知らせします。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>

Blank lines for writing.

【意見提出者の区分】

1 から 5 までのうち、該当するもの一つを丸で囲み、() 内に必要事項を記入してください。

- 1 市内に住所がある方
- 2 市内に事務所・事業所がある個人・法人・その他の団体
 - 〔 事務所・事業所の名称 〕
 - 所在地
- 3 市内にある事務所・事業所に勤務している方
 - 〔 勤務先の名称 〕
 - 所在地
- 4 市内にある学校に在学している方
 - 〔 学校の名称 〕
 - 所在地
- 5 意見提出手続に関する事案に利害関係がある方
(利害関係の内容)

* 意見記入欄として別紙を添付することができます。

※ 備考 この様式により難しい場合は、この様式に準ずる別の様式を用いることができます。

使用料・手数料の見直し案 に対するご意見を募集しています

意見募集期間

平成31年4月24日(水) ~ **6月14日(金)** 締切

この冊子の内容

○ 資料1 使用料・手数料の見直し案(概要)

- 1 これまでの取組 …P1
- 2 今後の取組 …P2
- 3 見直しの対象 …P2
- 4 使用料 …P3
- 5 手数料 …P9

資料1は
この裏のページから
始まります。

○ 資料2 使用料一覧

○ 資料3 手数料一覧

資料1 使用料・手数料の見直し案(概要)

1 これまでの取組

平成17年2月

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針の策定

行政サービスを利用し利益を受ける方に、その利益に見合った応分の負担をしていただくことで、利益を受けない方との負担の公平性を確保するという「受益と負担の適正化」の考え方にに基づきながら、使用料・手数料の適正な料金設定を行うため、『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針』を策定。

○取組指針の3本柱

- 柱①「コスト算定の明確化」「コスト負担割合の明確化」
- 柱②「減免取扱いの適正化」
- 柱③「定期的な見直し」

平成18年4月 使用料・手数料の改定料金適用

- <使用料> 専用使用料 52施設で改定等
(増44, 減5, 無料化・有料化・廃止各1)
- 個人使用料 25施設で改定等
(増7, 有料化16, 他2)
- 機械使用料 2施設で改定等
- <手数料> 156項目で改定等
(増102, 減12, 廃止37, 新設5)

(平成22年4月・平成26年4月の改定見送り)

平成29年10月

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)の策定

取組指針の策定から12年が経過したことから内容を見直し、平成29年10月に、『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)』を策定。

「改訂版」の主なポイント

柱①「コスト算定の明確化」「コスト負担割合の明確化」

対象コスト:

直近年度の決算額 → 直近4か年度の決算額(平均)

無料施設の有料化:

他都市の状況や費用対効果、政策的な判断を踏まえ検討

柱②「減免取扱いの適正化」

高齢者の減免規定を設けている施設

高齢者(70歳以上) 免除 → 減額(5割)

若者の団体が公益的・公共的な活動のために利用

減免なし → 減額(5割)(構成員の半数以上が30歳未満)

柱③「定期的な見直し」

4年を目途に必要な見直し(定期の料金改定を見送った場合や、特別な事情が生じた場合は、次の4年を待たずに見直しを行う。)

その他

改定料金は、改定前の料金の1.5倍を上限とする。

2 今後の取組

パブリックコメント (4月24日～6月14日)

あわせて
実施

全体説明会（市内5か所）
個別説明会（各施設で実施）
附属機関等への説明

～6月下旬 修正案のとりまとめ

～7月下旬 附属機関での調査審議など

～8月中旬 最終案のとりまとめ

9月 議会への関連議案の提案

2020年4月
使用料・手数料の新料金等 適用

時期の例外（シーズンにあわせて適用）
カムイスキーリンクス 2019年12月
旭山動物園 2020年4月の新シーズン

3 見直しの対象

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）の対象である使用料・手数料のほか、一部、対象外の使用料・手数料もこれに準じて料金算定を行い、あわせて見直します。

取組指針の対象の使用料・手数料

対象～「公の施設の使用料及び手数料」

※公の施設～住民の福祉を増進する目的で、
住民の利用に供するために設置する施設

○使用料	専用使用料	95施設	1,240項目
	個人使用料	53施設	272項目
	機械使用料	2施設	84項目
○手数料			970項目

取組指針の対象外の使用料・手数料

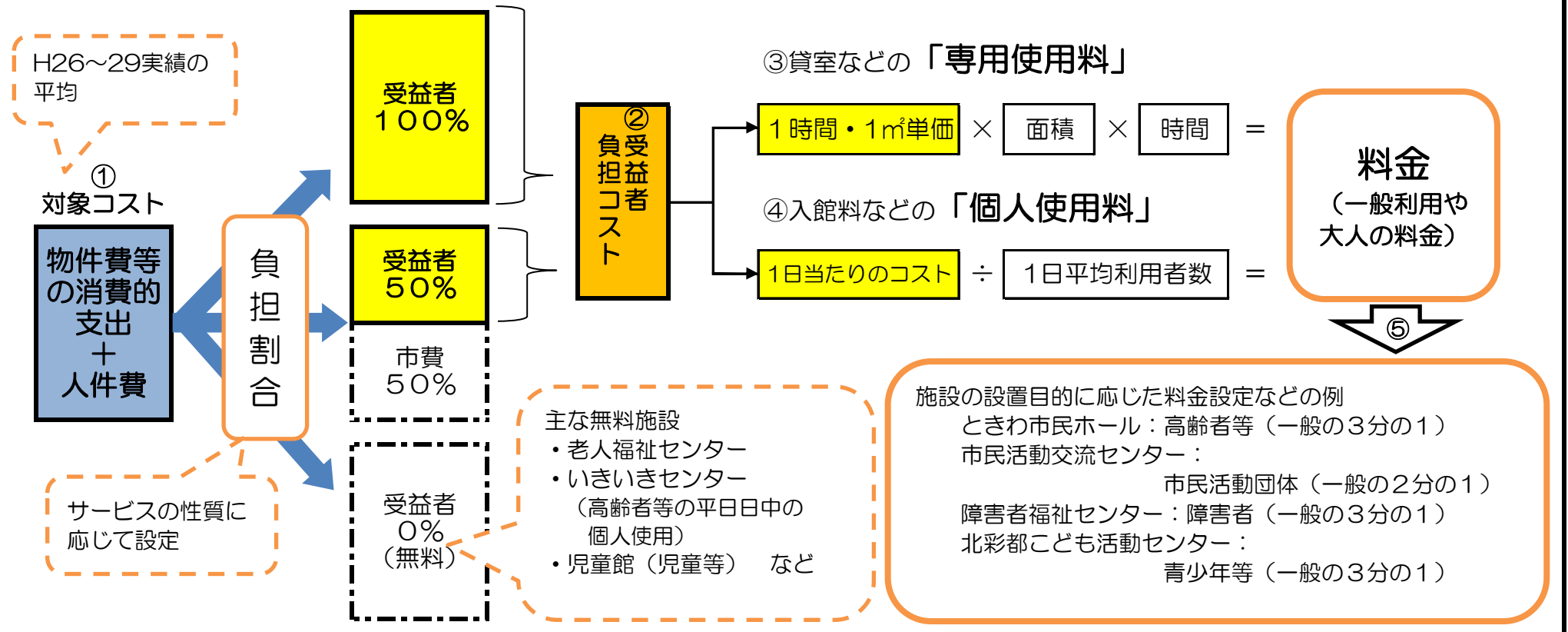
対象外～・法令等によるもので市独自の料金設定が困難なもの
・収支計画に基づき算定されるもの など

○使用料	専用使用料	2施設	11項目 (総合防災センター・北消防署)
	個人使用料	2施設	36項目 (旭山動物園・カムイスキーリンクス)
○手数料			11項目 (市立旭川病院文書料)

4 使用料 (1) 算定

手順

- ① 過去4年（H26～29）の実績から施設の運営にかかった対象コストを算出します。
 - ② ①のコストのうち、サービスに応じて設定した受益者負担割合分が受益者負担コストとなります。
 - ③ 貸室などの専用使用料は、②から「1時間・1㎡単価」を算出し、面積と時間を掛けて算定します。
 - ④ 入館料などの個人使用料は、②から「1日あたりのコスト」を算出し、1日平均利用者数で割って算定します。
 - ⑤ ③や④は一般利用の料金や大人料金です。施設によっては、施設の設置目的や利用者に応じた料金を設定します。
- なお、「機械使用料」は、手数料と同様に1件当たりの処理にかかった事務経費と人件費の合計から算定します。
- ※算定が1.5倍を超えても、改定料金は、改定前の料金の1.5倍を上限とします。



4 使用料 (2) 見直し内容 その1

A 見直しによる増減 (全体)

	施設数	項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳							
				増額		減額		変更 なし	その他	廃止	
				うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等			削除	区分等 見直し
専用 使用料	97	1,251	392	534	(72)	427	(45)	21	47	57	165
個人 使用料	55	308	192	255	(20)	15	(0)	26	0	3	9
機械 使用料	2	84	20	66	(0)	5	(0)	0	0	13	0
合計	120	1,643	604	855	(92)	447	(45)	47	47	73	174

※2種類の使用料がある施設があるため、施設数の合計は一致しません。

「増額」「減額」
～現行料金から増額又は減額となっているもの。
区分等見直しによる新設等も含む。

「その他」
～区分等の見直しにより利用者によって増減が異なるもの。

「廃止(削除)」
～項目がなくなるもの。

「廃止(区分等見直し)」
～区分等の見直しにより廃止するもの。

B 種類ごとの増減

ア 地域集会施設 ～ 詳しい改定料金は 資料2 1～9ページをご覧ください

- 【施設】 ①農村地域センター(5施設), 公民館(14施設)
②住民センター(4施設), 地区センター(8施設), 地区体育センター
③地域活動センター

【増減】

	施設数	項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳								主な施設
				増額		減額		変更 なし	その他	廃止		
				うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等			削除	区分等 見直し	
専用	33	97	21	30	(30)	31	(31)	0	2	13	21	(増)農村地域センター, 公民館 (減)住民センター, 地区センター, 地区体育センター
個人	1	4	4	4	(0)	0	(0)	0	0	0	0	(増)地区体育センター

※「その他」2項目は、利用者区分の見直しによるもので、増減は利用者によって異なる。

- 【主な見直し内容】 ・受益者負担割合を見直し、地域集会施設として統一料金等の導入
現在：①受益者50%, ②受益者100%, ③受益者50%及び100%
→見直し後：すべて受益者50%

資料1-5

4 使用料 (2) 見直し内容 その2

イ その他の集会施設 ~ 詳しい改定料金は 資料2 11~20ページをご覧ください

【施設】 ときわ市民ホール, 勤労者福祉会館, 建設労働者福祉センター, 市民活動交流センター, 地区会館 (2施設)

【増減】

	施設数	項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳							主な施設	
				増額		減額		変更 なし	その他	廃止		
				うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等			削除		区分等 見直し
専用	6	128	35	42	(0)	79	(0)	7	0	0	0	(増) 市民活動交流センター (減) ときわ市民ホール, 勤労者福祉会館

ウ 文化施設・観覧施設 ~ 詳しい改定料金は 資料2 21~33ページをご覧ください

【施設】 市民文化会館, 公会堂, 大雪クリスタルホール, 博物館, 科学館, 中原悌二郎記念彫刻美術館, 井上靖記念館, 旭山動物園

【増減】

	施設数	項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳							主な施設	
				増額		減額		変更 なし	その他	廃止		
				うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等			削除		区分等 見直し
専用	5	176	7	46	(4)	112	(0)	0	2	0	16	(増) 市民文化会館 (大ホール), 公会堂 (ホール) (減) 市民文化会館 (会議室), 大雪クリスタルホール (国際会議場)
個人	5	57	12	56	(0)	0	(0)	1	0	0	0	(増) 博物館, 科学館, 中原悌二郎記念彫刻美術館, 井上靖記念館, 旭山動物園

※「その他」2項目は、曜日区分の見直しによるもので、増減は曜日によって異なる。

【主な見直し内容】 ・市民文化会館 (小ホール), 大雪クリスタルホール (コンサート室等) : 平日と土日休日を同一料金に変更

【適用時期の例外】 旭山動物園 : 2020年4月の新シーズンから

4 使用料 (3) 無料施設の有料化

現在、無料で利用できる施設のうち、有料化するの次施設です。

パークゴルフ場

忠別広場
永山橋左岸広場
永山橋下流右岸広場
両神橋下流右岸広場
21世紀の森施設

キャンプ場

春光台公園
カムイの杜公園
21世紀の森施設（3施設）

多目的広場

忠和公園
カムイの杜公園

テニスコート

カムイの杜公園

入浴施設

21世紀の森施設（森の湯）

4 使用料 (4) 減免の見直し

減免の見直しについては、次のとおりです。

70歳以上の観覧料：免除 → 5割負担

対象施設

博物館、科学館、中原悌二郎記念彫刻美術館、井上靖記念館

若者の団体（半数以上が30歳未満）が公益的・公共的な活動で利用：減免なし → 減額（5割）

次の施設で導入します。

対象施設

ときわ市民ホール、勤労者福祉会館、建設労働者福祉センター、勤労者体育センター、市民活動交流センター、市民文化会館（会議室）、大雪クリスタルホール（国際会議場の一部）、科学館（学習研修室）、ガーデンセンター

なお、次の施設では、条例で一般利用よりも低い料金設定があり、若者の団体も条件が合致すればその料金で利用可能です。

施設	対象	条例の料金設定
障害者福祉センター	障害者に対するボランティア活動を行っている者	一般料金の3分の1
北彩都子ども活動センター	青少年の健全育成又は子育て支援を目的として組織された団体	一般料金の3分の1
児童館	児童の健全育成を目的として組織された団体	無料
子ども総合相談センター	子どもの健全育成又は子育て支援のために使用する団体	一般料金の2分の1

資料2 使用料一覧

ア 地域集会施設 … 1

イ その他の集会施設 … 11

ウ 文化施設・観覧施設 … 21

エ スポーツ・レクリエーション施設 … 35

オ 産業施設 … 79

カ 福祉施設 … 89

キ 子育て支援施設 … 101

●「利用料金制」の施設の使用料

施設の管理は大きく分けて3種類あり、指定管理者が管理する施設のうち、利用料金制の施設では、指定管理者が条例の額を上限に市の承認を受けて料金を定めることができるため、条例の料金と実際の料金が異なる場合があります。

・管理者による違い

管理者	使用料・利用料金の額	使用料・利用料金の徴収
①市	条例の額	市の収入(使用料収入)
②指定管理者(使用料)		
③指定管理者(利用料金制)	条例の額が上限	指定管理者の収入(利用料金収入)
	※利用料金や減免等は、指定管理者が市の承認を受けて定める	※利用料金と市からの委託料等で運営

・利用料金制の施設(H31.4.1現在)

地域集会施設	住民センター(4施設)、地区センター(8施設)、末広地域活動センター、東地区体育センター
その他の集会施設	ときわ市民ホール、勤労者福祉会館、建設労働者福祉センター、市民活動交流センター
スポーツ・レクリエーション施設	勤労者体育センター、カムイスキーリンクス
福祉施設	いきいきセンター(3施設)、近文市民ふれあいセンター、障害者福祉センター

○ 資料2の見方

● 増額・減額などの分類について

「増額」「減額」～現行料金より増額又は減額となるもの。 ※それぞれ区分等の見直しによる新設等も含まれます。

「変更なし」～現行料金と同じもの。「その他」～区分等の見直しにより、利用者によって増減が異なるもの。

「廃止(削除)」～項目がなくなるもの。「廃止(区分等見直し)」～区分等の見直しにより廃止するもの。

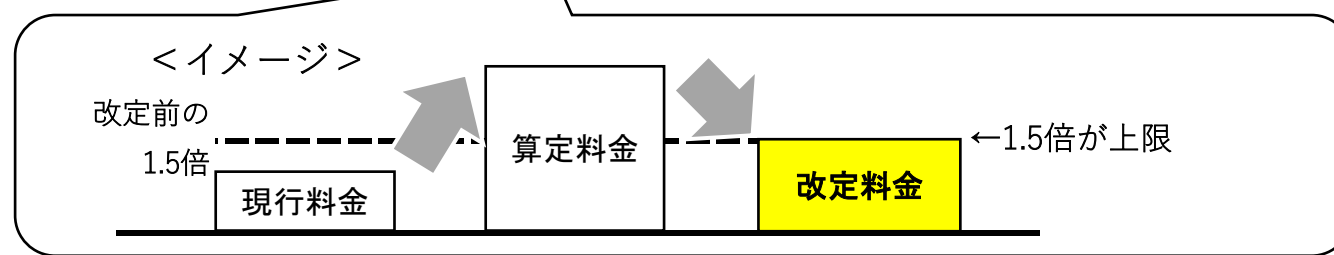
● 算定料金が現行料金の1.5倍を超える場合

～「現行料金」と「改定料金」の間に「算定料金」を掲載しています。(例1)

なお、貸室などで複数の時間帯があるものは、1つの時間帯が1.5倍を超えていれば他の時間帯でも掲載しています。

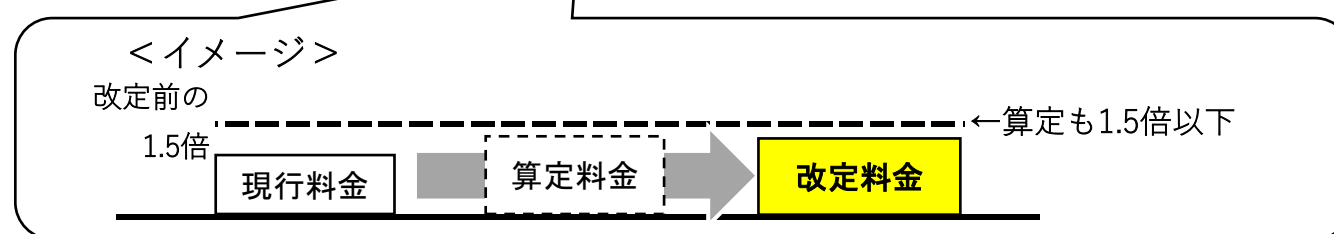
1.5倍を超えない場合は、「算定料金」は掲載していません。(例2)

例1	項目		現行料金	算定料金 (1.5倍以上)	改定料金	(改定額)	改定率	1時間 あたり	時間単価
	貸室A	午前 (9:00~12:00)	500円	1,110円	750円	(+ 250円)	1.50倍		250円
	午後 (13:00~17:00)	750円	1,480円	1,000円	(+ 250円)	1.33倍	250円		
	夜間 (18:00~22:00)	750円	1,480円	1,000円	(+ 250円)	1.33倍	250円		



同じ部屋であれば、原則どの時間帯でも時間単価が同じになるよう設定します。そのため、改定率が時間帯によって異なる場合があります。

例2	項目		現行料金	算定料金	改定料金	(改定額)	改定率	1時間 あたり	時間単価
	貸室B	午前 (9:00~12:00)	500円		600円	(+ 100円)	1.20倍		200円
	午後 (13:00~17:00)	750円		800円	(+ 50円)	1.07倍	200円		
	夜間 (18:00~22:00)	900円		800円	(△ 100円)	0.89倍	200円		



現行料金の設定によっては、同じ部屋でも、増額となる時間帯と減額となる時間帯がある場合があります。

資料2 使用料一覧

ウ 文化施設・観覧施設

(1) 文化ホール

① 市民文化会館	22
② 公会堂	26
③ 大雪クリスタルホール	27

(2) 観覧施設

① 博物館	30
② 科学館	31
③ 中原悌二郎記念彫刻美術館	32
④ 井上靖記念館	32
⑤ 旭山動物園	32
⑥ 各施設共通券	33

資料2-22

ウ 文化施設・観覧施設

(1) 文化ホール

<負担割合(基本)> 市50% : 利用者50%

① 市民文化会館 (7条通9丁目)

専用：1施設 81項目〔増額8, 減額68, その他1, 廃止(区分等見直し) 4〕

- ・大ホールは、他都市のホールの料金を参考に設定しています。
- ・小ホールは、曜日によって異なっていた料金体系を統一して設定します。
- ・小ホールの午前は、曜日によって増減が異なるため、「その他」としています。

項 目			現行料金	算定料金 (1.5倍以上)	改定料金 (改定額)	改定率
1 2 3 4 5 6 7 8 大ホール	平日	午前 (9:00~12:00)	14,700円	34,570円	22,050円 (+ 7,350円)	1.50倍
		午後 (13:00~16:30)	27,300円	40,330円	27,680円 (+ 380円)	1.01倍
		夜間 (17:30~21:00)	36,750円	40,330円	34,830円 (△ 1,920円)	0.95倍
		全日 (9:00~21:00)	70,350円	115,250円	81,960円 (+ 11,610円)	1.17倍
	土日・休日	午前 (9:00~12:00)	19,950円	34,570円	27,500円 (+ 7,550円)	1.38倍
		午後 (13:00~16:30)	32,550円	40,330円	33,440円 (+ 890円)	1.03倍
		夜間 (17:30~21:00)	42,000円	40,330円	40,330円 (△ 1,670円)	0.96倍
		全日 (9:00~21:00)	85,050円	115,250円	99,720円 (+ 14,670円)	1.17倍
9 10 11 12 13 14 15 16 小ホール	平日	午前 (9:00~12:00)	5,250円	}	7,720円 (+ 2,470円)	1.47倍
		午後 (13:00~16:30)	9,450円		9,010円 (△ 440円)	0.95倍
		夜間 (17:30~21:00)	11,550円		9,010円 (△ 2,540円)	0.78倍
		全日 (9:00~21:00)	23,100円		25,740円 (+ 2,640円)	1.11倍
	土日・休日	午前 (9:00~12:00)	7,350円	}	7,720円 (+ 370円)	1.05倍
		午後 (13:00~16:30)	10,500円		9,010円 (△ 1,490円)	0.86倍
		夜間 (17:30~21:00)	13,650円		9,010円 (△ 4,640円)	0.66倍
		全日 (9:00~21:00)	27,300円		25,740円 (△ 1,560円)	0.94倍

平日と同料金
ですが、比較
のため表示し
ています。

項 目		現行料金	
17	大会議室	午前 (9:00~12:00)	4,830円
18		午後 (13:00~16:30)	5,460円
19		夜間 (17:30~21:00)	6,820円
20		全日 (9:00~21:00)	13,650円
21	第1会議室	午前 (9:00~12:00)	730円
22		午後 (13:00~16:30)	840円
23		夜間 (17:30~21:00)	940円
24		全日 (9:00~21:00)	2,100円
25	第2会議室	午前 (9:00~12:00)	2,100円
26		午後 (13:00~16:30)	2,730円
27		夜間 (17:30~21:00)	3,460円
28		全日 (9:00~21:00)	6,820円
29	第3会議室	午前 (9:00~12:00)	1,050円
30		午後 (13:00~16:30)	1,360円
31		夜間 (17:30~21:00)	2,100円
32		全日 (9:00~21:00)	3,460円
33	第4会議室	午前 (9:00~12:00)	2,100円
34		午後 (13:00~16:30)	2,730円
35		夜間 (17:30~21:00)	3,460円
36		全日 (9:00~21:00)	6,820円
37	第5会議室	午前 (9:00~12:00)	1,050円
38		午後 (13:00~16:30)	1,360円
39		夜間 (17:30~21:00)	2,100円
40		全日 (9:00~21:00)	3,460円
41	和室	午前 (9:00~12:00)	1,360円
42		午後 (13:00~16:30)	1,680円
43		夜間 (17:30~21:00)	2,410円
44		全日 (9:00~21:00)	4,090円



改定料金	(改定額)	改定率
2,210円	(△ 2,620円)	0.46倍
2,580円	(△ 2,880円)	0.47倍
2,580円	(△ 4,240円)	0.38倍
7,370円	(△ 6,280円)	0.54倍
220円	(△ 510円)	0.30倍
260円	(△ 580円)	0.31倍
260円	(△ 680円)	0.28倍
740円	(△ 1,360円)	0.35倍
830円	(△ 1,270円)	0.40倍
970円	(△ 1,760円)	0.36倍
970円	(△ 2,490円)	0.28倍
2,770円	(△ 4,050円)	0.41倍
420円	(△ 630円)	0.40倍
490円	(△ 870円)	0.36倍
490円	(△ 1,610円)	0.23倍
1,400円	(△ 2,060円)	0.40倍
470円	(△ 1,630円)	0.22倍
550円	(△ 2,180円)	0.20倍
550円	(△ 2,910円)	0.16倍
1,570円	(△ 5,250円)	0.23倍
420円	(△ 630円)	0.40倍
490円	(△ 870円)	0.36倍
490円	(△ 1,610円)	0.23倍
1,400円	(△ 2,060円)	0.40倍
430円	(△ 930円)	0.32倍
510円	(△ 1,170円)	0.30倍
510円	(△ 1,900円)	0.21倍
1,450円	(△ 2,640円)	0.35倍

資料2-24

項 目		現行料金	
45	和室（舞台）	午前（9:00～12:00）	840円
46		午後（13:00～16:30）	1,050円
47		夜間（17:30～21:00）	1,680円
48		全日（9:00～21:00）	2,730円
49	リハーサル室	午前（9:00～12:00）	1,360円
50		午後（13:00～16:30）	1,570円
51		夜間（17:30～21:00）	1,990円
52		全日（9:00～21:00）	3,990円
53	第1楽屋	午前（9:00～12:00）	1,360円
54		午後（13:00～16:30）	1,360円
55		夜間（17:30～21:00）	1,360円
56		全日（9:00～21:00）	3,250円
57	第2楽屋	午前（9:00～12:00）	730円
58		午後（13:00～16:30）	730円
59		夜間（17:30～21:00）	730円
60		全日（9:00～21:00）	1,780円
61	第3楽屋	午前（9:00～12:00）	730円
62		午後（13:00～16:30）	730円
63		夜間（17:30～21:00）	730円
64		全日（9:00～21:00）	1,780円
65	第4楽屋	午前（9:00～12:00）	840円
66		午後（13:00～16:30）	840円
67		夜間（17:30～21:00）	840円
68		全日（9:00～21:00）	2,100円
69	第5楽屋	午前（9:00～12:00）	730円
70		午後（13:00～16:30）	730円
71		夜間（17:30～21:00）	730円
72		全日（9:00～21:00）	1,780円



改定料金	（改定額）	改定率
250円	（△ 590円）	0.30倍
300円	（△ 750円）	0.29倍
300円	（△ 1,380円）	0.18倍
850円	（△ 1,880円）	0.31倍
870円	（△ 490円）	0.64倍
1,020円	（△ 550円）	0.65倍
1,020円	（△ 970円）	0.51倍
2,910円	（△ 1,080円）	0.73倍
520円	（△ 840円）	0.38倍
610円	（△ 750円）	0.45倍
610円	（△ 750円）	0.45倍
1,740円	（△ 1,510円）	0.54倍
240円	（△ 490円）	0.33倍
290円	（△ 440円）	0.40倍
290円	（△ 440円）	0.40倍
820円	（△ 960円）	0.46倍
240円	（△ 490円）	0.33倍
280円	（△ 450円）	0.38倍
280円	（△ 450円）	0.38倍
800円	（△ 980円）	0.45倍
350円	（△ 490円）	0.42倍
410円	（△ 430円）	0.49倍
410円	（△ 430円）	0.49倍
1,170円	（△ 930円）	0.56倍
280円	（△ 450円）	0.38倍
330円	（△ 400円）	0.45倍
330円	（△ 400円）	0.45倍
940円	（△ 840円）	0.53倍

項 目		現行料金	
73	第6楽屋	午前 (9:00~12:00)	420円
74		午後 (13:00~16:30)	420円
75		夜間 (17:30~21:00)	420円
76		全日 (9:00~21:00)	1,050円
77	第7楽屋	午前 (9:00~12:00)	1,360円
78		午後 (13:00~16:30)	1,360円
79		夜間 (17:30~21:00)	1,360円
80		全日 (9:00~21:00)	3,250円
81	展示室	全日 (9:00~21:00)	12,270円



改定料金	(改定額)	改定率
120円	(△ 300円)	0.29倍
140円	(△ 280円)	0.33倍
140円	(△ 280円)	0.33倍
400円	(△ 650円)	0.38倍
510円	(△ 850円)	0.38倍
590円	(△ 770円)	0.43倍
590円	(△ 770円)	0.43倍
1,690円	(△ 1,560円)	0.52倍
13,790円	(+ 1,520円)	1.12倍

資料2-26

② 公会堂 (常磐公園)

専用：1施設 24項目〔増額15 (うち新設等4) , 減額9〕

- ・ホールは、他都市のホールの料金を参考に設定しています。
- ・「楽屋1・2」を新たに貸室として設定します。

項 目			現行料金	算定料金 (1.5倍以上)	改定料金 (改 定 額)	改定率	
1 2 3 4 5 6 7 8	ホール	平日	午前 (9:00~12:00)	6,300円	15,570円	9,450円 (+ 3,150円)	1.50倍
			午後 (13:00~16:30)	10,500円	18,170円	15,750円 (+ 5,250円)	1.50倍
			夜間 (17:30~21:00)	18,900円	18,170円	18,170円 (△ 730円)	0.96倍
			全日 (9:00~21:00)	33,600円	51,910円	43,370円 (+ 9,770円)	1.29倍
	土日・休日	午前 (9:00~12:00)	9,450円	15,570円	14,170円 (+ 4,720円)	1.50倍	
		午後 (13:00~16:30)	13,650円	18,170円	18,170円 (+ 4,520円)	1.33倍	
		夜間 (17:30~21:00)	23,100円	18,170円	18,170円 (△ 4,930円)	0.79倍	
		全日 (9:00~21:00)	42,000円	51,910円	50,510円 (+ 8,510円)	1.20倍	
9 10 11 12	多目的室 1	午前 (9:00~12:00)	840円		910円 (+ 70円)	1.08倍	
		午後 (13:00~16:30)	1,260円		1,060円 (△ 200円)	0.84倍	
		夜間 (17:30~21:00)	1,260円		1,060円 (△ 200円)	0.84倍	
		全日 (9:00~21:00)	2,410円		3,030円 (+ 620円)	1.26倍	
13 14 15 16	多目的室 2	午前 (9:00~12:00)	310円		250円 (△ 60円)	0.81倍	
		午後 (13:00~16:30)	420円		300円 (△ 120円)	0.71倍	
		夜間 (17:30~21:00)	420円		300円 (△ 120円)	0.71倍	
		全日 (9:00~21:00)	840円		850円 (+ 10円)	1.01倍	
17 18 19 20	楽屋 1・2	午前 (9:00~12:00)	設定なし		380円 【 新 設 】		
		午後 (13:00~16:30)	設定なし		450円 【 新 設 】		
		夜間 (17:30~21:00)	設定なし		450円 【 新 設 】		
		全日 (9:00~21:00)	設定なし		1,280円 【 新 設 】		
21 22 23 24	楽屋 3	午前 (9:00~12:00)	460円		490円 (+ 30円)	1.07倍	
		午後 (13:00~16:30)	700円		570円 (△ 130円)	0.81倍	
		夜間 (17:30~21:00)	700円		570円 (△ 130円)	0.81倍	
		全日 (9:00~21:00)	1,340円		1,630円 (+ 290円)	1.22倍	

③ 大雪クリスタルホール（神楽3条7丁目）

専用：1施設 64項目〔増額17, 減額34, その他1, 廃止（区分等見直し）12〕

- ・コンサート室, 大会議室, レセプション室は, 曜日によって異なっていた料金体系を統一して設定します。
- ・コンサート室の午前は, 曜日によって増減が異なるため, 「その他」としています。

項 目		現行料金	改定料金	(改定額)	改定率	
音楽堂	コンサート室	平日	午前 (9:00~12:00)	12,600円	18,180円 (+ 5,580円)	1.44倍
			午後 (13:00~17:00)	21,000円	24,240円 (+ 3,240円)	1.15倍
			夜間 (17:30~21:00)	25,200円	21,210円 (△ 3,990円)	0.84倍
			全日 (9:00~21:00)	52,500円	63,630円 (+ 11,130円)	1.21倍
		土日・休日	午前 (9:00~12:00)	15,750円	18,180円 (+ 2,430円)	1.15倍
			午後 (13:00~17:00)	25,200円	24,240円 (△ 960円)	0.96倍
			夜間 (17:30~21:00)	29,400円	21,210円 (△ 8,190円)	0.72倍
			全日 (9:00~21:00)	63,000円	63,630円 (+ 630円)	1.01倍
	第1リハーサル室	午前 (9:00~12:00)	1,570円	1,600円 (+ 30円)	1.02倍	
		午後 (13:00~17:00)	2,410円	2,130円 (△ 280円)	0.88倍	
		夜間 (17:30~21:00)	2,730円	1,860円 (△ 870円)	0.68倍	
		全日 (9:00~21:00)	5,350円	5,590円 (+ 240円)	1.04倍	
	第2リハーサル室	午前 (9:00~12:00)	840円	1,180円 (+ 340円)	1.40倍	
		午後 (13:00~17:00)	1,360円	1,580円 (+ 220円)	1.16倍	
		夜間 (17:30~21:00)	1,570円	1,380円 (△ 190円)	0.88倍	
		全日 (9:00~21:00)	3,040円	4,140円 (+ 1,100円)	1.36倍	
	第1楽屋	午前 (9:00~12:00)	730円	740円 (+ 10円)	1.01倍	
		午後 (13:00~17:00)	840円	980円 (+ 140円)	1.17倍	
		夜間 (17:30~21:00)	840円	860円 (+ 20円)	1.02倍	
		全日 (9:00~21:00)	1,890円	2,580円 (+ 690円)	1.37倍	
第2楽屋	午前 (9:00~12:00)	730円	740円 (+ 10円)	1.01倍		
	午後 (13:00~17:00)	840円	980円 (+ 140円)	1.17倍		
	夜間 (17:30~21:00)	840円	860円 (+ 20円)	1.02倍		
	全日 (9:00~21:00)	1,890円	2,580円 (+ 690円)	1.37倍		

平日と同料金
ですが、比較
のため表示し
ています。

資料2-28

項 目		現行料金	改定料金	(改定額)	改定率	
25 26 27 28 29 30 31 32 音楽堂	第3楽屋	午前 (9:00~12:00)	630円	300円 (△ 330円)	0.48倍	
		午後 (13:00~17:00)	730円	400円 (△ 330円)	0.55倍	
		夜間 (17:30~21:00)	730円	350円 (△ 380円)	0.48倍	
		全日 (9:00~21:00)	1,680円	1,050円 (△ 630円)	0.63倍	
	第4楽屋	午前 (9:00~12:00)	630円	300円 (△ 330円)	0.48倍	
		午後 (13:00~17:00)	730円	400円 (△ 330円)	0.55倍	
		夜間 (17:30~21:00)	730円	350円 (△ 380円)	0.48倍	
		全日 (9:00~21:00)	1,680円	1,050円 (△ 630円)	0.63倍	
33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 国際会議場	大会議室	平日	午前 (9:00~12:00)	18,900円	8,700円 (△ 10,200円)	0.46倍
			午後 (13:00~17:00)	25,200円	11,600円 (△ 13,600円)	0.46倍
			夜間 (17:30~21:00)	33,600円	10,150円 (△ 23,450円)	0.30倍
			全日 (9:00~21:00)	70,350円	30,450円 (△ 39,900円)	0.43倍
		土日・休日	午前 (9:00~12:00)	23,100円	8,700円 (△ 14,400円)	0.38倍
			午後 (13:00~17:00)	30,450円	11,600円 (△ 18,850円)	0.38倍
			夜間 (17:30~21:00)	39,900円	10,150円 (△ 29,750円)	0.25倍
			全日 (9:00~21:00)	85,050円	30,450円 (△ 54,600円)	0.36倍
	レセプション室	平日	午前 (9:00~12:00)	15,750円	5,680円 (△ 10,070円)	0.36倍
			午後 (13:00~17:00)	21,000円	7,570円 (△ 13,430円)	0.36倍
			夜間 (17:30~21:00)	28,350円	6,620円 (△ 21,730円)	0.23倍
			全日 (9:00~21:00)	59,850円	19,870円 (△ 39,980円)	0.33倍
		土日・休日	午前 (9:00~12:00)	18,900円	5,680円 (△ 13,220円)	0.30倍
			午後 (13:00~17:00)	26,250円	7,570円 (△ 18,680円)	0.29倍
			夜間 (17:30~21:00)	33,600円	6,620円 (△ 26,980円)	0.20倍
			全日 (9:00~21:00)	71,400円	19,870円 (△ 51,530円)	0.28倍
第1会議室	午前 (9:00~12:00)	940円	920円 (△ 20円)	0.98倍		
	午後 (13:00~17:00)	1,360円	1,230円 (△ 130円)	0.90倍		
	夜間 (17:30~21:00)	1,680円	1,070円 (△ 610円)	0.64倍		
	全日 (9:00~21:00)	3,150円	3,220円 (+ 70円)	1.02倍		

平日と同料金
ですが、比較
のため表示し
ています。

平日と同料金
ですが、比較
のため表示し
ています。

項 目		現行料金	
53	第 2 会議室	午前 (9:00~12:00)	1,050円
54		午後 (13:00~17:00)	1,470円
55		夜間 (17:30~21:00)	1,890円
56		全日 (9:00~21:00)	3,570円
57	第 3 会議室	午前 (9:00~12:00)	2,100円
58		午後 (13:00~17:00)	3,150円
59		夜間 (17:30~21:00)	3,990円
60		全日 (9:00~21:00)	7,350円
61	第 4 会議室	午前 (9:00~12:00)	1,050円
62		午後 (13:00~17:00)	1,470円
63		夜間 (17:30~21:00)	1,780円
64		全日 (9:00~21:00)	3,460円



改定料金	(改 定 額)	改定率
1,040円	(△ 10円)	0.99倍
1,380円	(△ 90円)	0.94倍
1,210円	(△ 680円)	0.64倍
3,630円	(+ 60円)	1.02倍
1,530円	(△ 570円)	0.73倍
2,040円	(△ 1,110円)	0.65倍
1,780円	(△ 2,210円)	0.45倍
5,350円	(△ 2,000円)	0.73倍
480円	(△ 570円)	0.46倍
640円	(△ 830円)	0.44倍
560円	(△ 1,220円)	0.31倍
1,680円	(△ 1,780円)	0.49倍

お問合せ先

- ①・②
- ③

社会教育部

文化振興課 (市民文化会館)

文化振興課 (大雪クリスタルホール)

☎ 25-7331

☎ 69-2000

○ 個別説明会の開催日程

個別説明の対象とする施設	日 時	会 場	お問合せ先
地域集会施設 〔 農村地域センター 住民センター 地区センター 地域活動センター 地区体育センター 公民館 〕 ※ 6月3日(月)は、いきいきセンター永山についても説明します。 ※ 6月6日(木)は、若者の郷についても説明します。	5月22日(水) 14:00～	西神楽農業構造改善センター (西神楽南2条3丁目)	公共施設 マネジメント課 ☎25-9836
	5月22日(水) 18:30～	末広公民館 (末広1条2丁目)	
	5月25日(土) 10:00～	新旭川公民館 (東3条7丁目)	
	5月27日(月) 10:00～	東鷹栖公民館 (東鷹栖4条3丁目)	
	5月28日(火) 14:00～	永山公民館 (永山3条19丁目)	
	5月28日(火) 18:30～	神楽公民館 (神楽3条6丁目)	
	5月29日(水) 13:00～	愛宕公民館 (豊岡7条9丁目)	
	5月29日(水) 18:00～	春光台公民館 (春光台3条3丁目)	
	5月30日(木) 13:30～	北星公民館 (北門町8丁目)	
	5月31日(金) 18:30～	神楽公民館 (神楽3条6丁目)	
	6月1日(土) 10:00～	東光公民館 (東光10条3丁目)	
	6月3日(月) 18:30～	永山公民館 (永山3条19丁目)	
	6月4日(火) 14:00～ 18:00～	中央公民館 (5条通20丁目)	
	6月5日(水) 14:00～	神居公民館 (神居2条9丁目)	
	6月5日(水) 18:30～	東旭川公民館 (東旭川町上兵村)	
	6月6日(木) 18:00～	若者の郷 (江丹別町中央)	
若者の郷	6月6日(木) 18:00～	若者の郷 (江丹別町中央)	農政課 ☎25-7417
ときわ市民ホール 勤労者福社会館 建設労働者福祉センター 勤労者体育センター	5月28日(火) 14:00～	ときわ市民ホール (5条通4丁目)	市民活動課 ☎25-6012
市民活動交流センター	6月3日(月) 14:00～	同センター (宮前1条3丁目)	
西神居会館	5月23日(木) 18:30～	同館 (神居町神居古潭)	
嵐山中央会館	5月30日(木) 18:30～	同館 (江丹別町嵐山)	
市民生活館・近文生活館	5月31日(金) 15:00～	市民生活館 (緑町15丁目)	福祉保険課 ☎25-6425
いきいきセンター永山	6月3日(月) 18:30～	永山公民館 (永山3条19丁目)	長寿社会課 ☎25-6457
いきいきセンター新旭川	6月4日(火) 18:30～	同センター (新富1条2丁目)	
いきいきセンター神楽	6月5日(水) 18:30～	同センター (神楽4条8丁目)	
近文市民ふれあいセンター	6月7日(金) 18:30～	同センター (近文町15丁目)	
障害者福祉センター	5月30日(木) 18:30～	同センター (宮前1条3丁目)	障害福祉課 ☎25-6476
児童センター	5月23日(木) 18:30～	神楽児童センター (神楽3条6丁目)	子育て支援課 ☎25-9847
北彩都子ども活動センター	5月24日(金) 18:30～	同センター (宮下通14丁目)	
子ども総合相談センター	5月29日(水) 18:30～	同センター (10条通11丁目)	
子ども総合相談センター	5月29日(水) 18:30～	同センター (10条通11丁目)	子ども総合相談センター ☎26-5500
スポーツ・レクリエーション施設 〔 公園施設 パークゴルフ場 キャンプ場など 〕	5月22日(水) 18:30～	フィール旭川7階 (1条通8丁目)	公園みどり課 ☎25-9705 スポーツ課 ☎25-3674 農林整備課 ☎25-7459
	5月27日(月) 18:30～	リアルター夢りんご体育館(総合体育館) (花咲町5丁目)	
農業センター (農業センターの手数料含む)	5月22日(水) 18:30～	同センター (神居町雨紛)	農業センター ☎61-0211
市民文化会館 大雪クリスタルホール	5月31日(金) 18:30～	大雪クリスタルホール (神楽3条7丁目)	市民文化会館 ☎25-7331 大雪クリスタルホール ☎69-2000
中原悌二郎記念 旭川市彫刻美術館	5月30日(木) 18:30～	中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館 (春光5条7丁目)	中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館 ☎46-6277
井上靖記念館		井上靖記念館 ☎51-1188	
科学館 博物館	5月29日(水) 13:30～	科学館 (宮前1条3丁目)	科学館 ☎31-3186 博物館 ☎69-2004
旭山動物園	5月31日(金) 18:30～	東旭川公民館 (東旭川町上兵村)	旭山動物園 ☎36-1104
総合防災センター (コミュニティホール等)	5月24日(金) 15:00～	同センター (東光27条8丁目)	消防本部指令課 ☎33-9961
北消防署 (附属体育館)	5月24日(金) 10:00～	同署 (大町3条5丁目)	

※ 各施設では、説明対象施設以外の説明は行いませんので、ご注意ください。